

## 天王寺区役所 区民等による講堂等の目的外使用に関する要綱

平成24年11月1日制定  
令和5年3月1日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法、大阪市財産条例及び大阪市財産規則その他法令等により特別の定めがあるもののほか、区民等の利便性の向上及び地域活動等の振興を図るため、区民等による天王寺区役所庁舎内の講堂、会議室等（以下「講堂等」という。）の目的外使用許可について必要な事項を定めることを主な目的とする。

### (使用許可の制限)

第2条 次のいずれかに該当する者には、講堂等の目的外使用を許可しない。

- (1) 天王寺区内に住所又は事務所を有しない者
- (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者で構成される団体等

### (目的外使用許可の対象となる施設)

第3条 目的外使用許可の対象となる施設は、区役所庁舎内の次のスペースとする。

- (1) 3階 講堂
  - 3階 ホワイエ（講堂と合わせて使用する場合に限る。）
  - 1階 ロビー（正面玄関からエレベータホールまでの通路部分。講堂と合わせて使用する場合に限る。）
- (2) 3階 301会議室

### (使用を許可する日及び時間)

第4条 講堂等の使用を許可する日及び時間は、平日の月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分で、大阪市及び天王寺区役所が行政目的で使用する日及び時間を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動で、天王寺区長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 天王寺区内の地域活動の振興に寄与するもの
- (2) 天王寺区民の文化・生涯学習の振興に寄与するもの
- (3) 天王寺区民の福祉の増進に寄与するもの

### (使用料)

第5条 目的外使用の許可を受けた者は、次に掲げる使用料を事前に納付するものとする。ただし、入場料その他これに類する料金の徴収を行う場合の使用料は、下記各号により算定した使用料の1.5を乗じて得た額とする。

- |            |        |        |
|------------|--------|--------|
| (1) 講堂     | 1時間あたり | 5,000円 |
| ホワイエ       | 1時間あたり | 1,200円 |
| 1階ロビー      | 1時間あたり | 3,500円 |
| (2) 301会議室 | 1時間あたり | 900円   |

### (使用料等の加算)

第6条 第4条第2項に該当する場合で、使用日時が閉庁時の場合は前条により算定した使用料に1時間当たり3,000円を加算する。

2 閉庁時又は庁舎内の冷暖房使用期間外に冷暖房装置の使用を希望する場合は、1時間当たり3,000円を冷暖房使用料として加算する。

(使用料等の減免)

第7条 前2条の規定に関わらず、区長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとときは、当該施設の使用料及び加算金を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 第14条第1号に掲げる場合及び使用者の責に帰すべき事由によらざる場合を除き既納の使用料は還付しない。

(行為の禁止)

第9条 講堂等の使用にあたっては、次の行為は禁止する。

- (1) 火気の使用、喫煙、飲酒、会食
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (3) 活動内容が人権侵害に当たると認められるもの
- (4) 公衆に不快の念を与え、又は危害を加えるおそれがあると認められるもの
- (5) 政治若しくは宗教に関する活動に当たると認められるもの
- (6) マルチ商法等消費者被害が発生するおそれがあるもの
- (7) 大音量の音楽等の演奏又は再生で庁舎内及び近隣の迷惑となるおそれがあるもの
- (8) 区役所庁舎、講堂等の施設及び備品を破損し、又は滅失するおそれがあるもの
- (9) その他、区役所の品位を損ない、又は業務に支障が生じるおそれがあると認められるもの

(使用の申込み)

第10条 講堂等の使用を希望する者は、天王寺区役所 講堂等使用申込書（様式1）及び誓約書（様式2）に必要事項を記入し、使用日の1週間前までに天王寺区役所企画総務課に提出する。

(使用申込の受付期間)

第11条 講堂等の使用の申込みは使用日の3か月前の日から受け付ける。受付開始日が休日等の場合は、その翌日を受付開始日とする。

ただし、天王寺区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(申込の抽選)

第12条 申込みの受付は原則として先着順に行うこととし、同一日の同一時間に、同時に複数の申込みがあった場合は、抽選を行う。

(使用の許可決定及び通知)

第13条 第10条の申込みがあった場合、天王寺区長は第2条及び第9条に掲げる事項について審査を行い、使用の許可又は不許可を決定し、大阪市行政財産使用許可書（様式3）により申込者に結果を通知する。

(許可の取消し)

第14条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消す。

- (1) 区役所において、使用物件を公用または公共用のために必要とする場合

- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき
- (3) 第8項各号に該当する行為があったとき
- (4) 区役所庁舎の管理又は運営上支障があると認められるとき

(法令の遵守)

第15条 区役所の使用にあたっては、大阪市区役所庁舎管理規則及び天王寺区役所庁舎管理要綱のほか関係法令及び関係規程を遵守すること。

(疑義があった場合の対応)

第16条 使用許可書等に關し疑義があるとき、その他施設の使用について疑義を生じたときは、使用者は天王寺区役所の指示に従わなければならない。

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、天王寺区長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

## 天王寺区役所 講堂等使用申込書

令和 年 月 日

大阪市天王寺区長様

次のとおり天王寺区役所講堂等の使用を申し込みます。使用にあたっては、「誓約事項」及び「使用にあたっての注意事項」を守るとともに、使用中に発生した一切の責任は当方において負います。なお、申込内容と使用内容が異なると認められる場合、使用許可を取り消されても異議ありません。

申 請 者	フリガナ	オオサカシテンノウジク		
	住 所	大阪市天王寺区		
	フリガナ		電話	
団体名 氏 名				
当 日 責 任 者	氏 名		携 帯 電 話	当日連絡がつく番号
使 用 目 的 (パンフレット等があれば併せて提出)	行 事 名 称			
	内 容			
	使 用 予 定 人 員	人	入 場 料 等	有
使 用 希 望 日	令 和 年 月 日 ( )			
使 用 希 望 場 所・時 間	講 堂	： ~ ：	区 役 使 所 用 記 料 載 金 欄	5,000円 × 時間 = 円 7,500円
	ホワイエ	： ~ ：		1,200円 × 時間 = 円 1,800円
	1階ロビー	： ~ ：		3,500円 × 時間 = 円 5,250円
	301会議室	： ~ ：		900円 × 時間 = 円 1,350円
下記についてお読みいただき、□に✓を入れてください。			営利目的での利用	該 当 ・ 非該 当

## 【誓約事項】

- 「行政財産の目的外使用許可に係る審査基準等について」の内容を確認しており、使用を許可しない相手方の基準に該当する者ではありません。

【使用にあたっての注意事項  下記の内容について承知しました。】

- 「天王寺区役所 区民等による講堂等の目的外使用に関する要綱」を遵守してください。
- 静穏を害する行為、公序良俗に反する行為、他の使用者・来庁者の迷惑になる行為はしないでください。
- 必要な備品等の配置などの準備や、使用後の原状復旧は使用者自身で行ってください。
- 使用後は清掃のうえ、ごみは必ずお持ち帰りください。
- 区役所の建物内及び敷地内は全面禁煙です。  
また、区役所周辺での路上喫煙についても、近隣住民のご迷惑となりますのでご遠慮ください。
- 火気の使用、飲酒、会食はできません。
- 興行場法第1条第2項に該当する催し物(映画、演劇、音楽、スポーツ、芸能又は観世物を、公衆に見せ、又は聞かせるもの)を開催する場合は、使用日の3日前までに「催物開催届出書」(2部)を天王寺消防署へ提出してください。
- 建物や備品等を損傷したときは、実費にて弁償していただきます。
- 使用されない机、備品等がありましても室外に出さないでください。
- キャンセルは1週間以上前の平日午前9時から午後5時30分にご連絡ください。

[連絡先] 天王寺区役所企画総務課 06-6774-9625

- 公用または公共用のために必要とする場合は使用許可を取り消す場合があります。

- 鍵の貸出を行いますので、使用者は使用前後に6階企画総務課62番窓口にお越しください。

これらの注意を守っていただけない場合は、使用を中断またはお断りすることがあります。

※申請時に、申込者(企業、団体)様が天王寺区内に住所・事務所をお持ちであることを表す本人確認書類(運転免許証・社員証・会社案内など)をお持ちください。(コピーをいただきます。なお、このコピーは講堂等の利用申請に用いるためであり、他の目的には一切使用いたしません。)

## 天王寺区役所 講堂等使用申込書

令和 年 月 日

大阪市天王寺区長様

次のとおり天王寺区役所講堂等の使用を申し込みます。使用にあたっては、「誓約事項」及び「使用にあたっての注意事項」を守るとともに、使用中に発生した一切の責任は当方において負います。なお、申込内容と使用内容が異なると認められる場合、使用許可を取り消されても異議ありません。

申請者  (天王寺区内在住又は所在する団体のみ)	フリガナ	オオサカシテンノウジク		
	住所	大阪市天王寺区		
	フリガナ		電話	
当日責任者	氏名		携帯電話	当日連絡がつく番号
使用目的  (パンフレット等があれば併せて提出)	行事名称			
	内容			
	使用予定人員	人	入場料等	有
使用希望日	令和 年 月 日 ( )			
使用希望場所・時間	講堂	: ~ :	区役所記載欄  使用料金	5,000円 × 時間 = 円
	ホワイエ	: ~ :		7,500円
	1階ロビー	: ~ :		1,200円 × 時間 = 円
	301会議室	: ~ :		1,800円
	閉庁時加算※1	: ~ :		3,500円 × 時間 = 円
	冷暖房使用料※2	: ~ :		5,250円
※1 金曜日(平日)17時30分～19時と日曜開庁日(第4日曜日)9時～17時30分は適用除外 ※2 庁舎で冷暖房を使用している時期(冷房:6月中旬～9月上旬／暖房:12月上旬～3月中旬)で 金曜日(平日)17時30分～19時と日曜開庁日(第4日曜日)9時～17時30分は適用除外	営利目的での利用	該当	・ 非該当	
※下段は入場料その他これに類する料金の徴収を行う場合				

下記についてお読みいただき、□に✓を入れてください。

- 「行政財産の目的外使用許可に係る審査基準等について」の内容を確認しており、使用を許可しない相手方の基準に該当する者ではありません。
- 日曜開庁日に使用する場合は、開場から開演までの間  
閉庁日に使用する場合は、玄関を開放している間 1階ロビーに案内人等を立てることを承知しました。
- 「使用にあたっての注意事項」(裏面記載)の内容について承知しました。

※申請時に、申込者(企業、団体)様が天王寺区内に住所・事務所をお持ちであることを表す本人確認書類(運転免許証・社員証・会社案内など)をお持ちください。(コピーをいただきます。なお、このコピーは講堂等の利用申請に用いるためであり、他の目的には一切使用いたしません。)

※区長が認める理由

 地域活動の振興 文化・生涯学習の振興 福祉の増進

**【使用にあたっての注意事項】**

- ・「天王寺区役所 区民等による講堂等の目的外使用に関する要綱」を遵守してください。
- ・静穏を害する行為、公序良俗に反する行為、他の使用者・来庁者の迷惑になる行為はしないでください。
- ・必要な備品等の配置などの準備や、使用後の原状復旧は使用者自身で行ってください。
- ・使用後は清掃のうえ、ごみは必ずお持ち帰りください。
- ・区役所の建物内及び敷地内は全面禁煙です。  
また、区役所周辺での路上喫煙についても、近隣住民のご迷惑となりますのでご遠慮ください。
- ・火気の使用、飲酒、会食はできません。
- ・興行場法第1条第2項に該当する催し物(映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせるもの)を開催する場合は、使用日の3日前までに「催物開催届出書」(2部)を天王寺消防署へ提出してください。
- ・建物や備品等を損傷したときは、実費にて弁償していただきます。
- ・使用されない机、備品等がありましても室外に出さないでください。
- ・キャンセルは1週間以上前の平日午前9時から午後5時30分にご連絡ください。  
[連絡先] 天王寺区役所企画総務課 06-6774-9625
- ・公用または公共用のために必要とする場合は使用許可を取り消す場合があります。
- ・鍵の貸出を行いますので、使用者は使用前後に6階企画総務課62番窓口にお越しください。  
これらの注意を守っていただけない場合は、使用を中断またはお断りすることがあります。

令和 年 月 日

大阪市長様

住所又は事務所所在地

フ リ ガ ナ  
商 号 又 は 名 称

フ リ ガ ナ  
氏名又は代表者名(自署)

生 年 月 日 年 月 日 生

### 誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(使用財産の表示) : 天王寺区役所

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

## ○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

### （暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者